

条	改定前	条	改定後																																
【個人情報の取扱いに関する規約】			【個人情報の取扱いに関する規約】																																
第6条 (個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)			第6条 (個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)																																
<p>(1)会員等は、①銀行が、銀行の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(ただし、全国銀行個人信用センターの情報に限り、転居先の調査目的にも利用します。ただし、返済能力に関する情報については、銀行法施行規則により、返済能力の調査の目的に限られます。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2)会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>			<p>(1)会員等は、①銀行が、銀行の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。)に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用(ただし、全国銀行個人信用センターの情報に限り、転居先の調査目的にも利用します。ただし、返済能力に関する情報については、銀行法施行規則により、返済能力の調査の目的に限られます。以下同じ。)されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。</p> <p>(2)会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th colspan="2">登録期間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>株式会社日本信用情報機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)</td> <td colspan="2">左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>(b)申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報</td> <td>銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間</td> <td>銀行が、信用情報を照会した日から6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>(c)契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)</td> </tr> </tbody> </table>			登録情報	登録期間			全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	(a)本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間		(b)申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヶ月以内	(c)契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内	(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	<p><u>全国銀行個人信用情報センター</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td>下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)</td> <td>本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>③銀行が個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</td> <td>銀行が個人信用情報機関を利用した日から1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>④官報情報</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報</td> <td>本人から申告のあった日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	①氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	②借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	③銀行が個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	銀行が個人信用情報機関を利用した日から1年を超えない期間	④官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間																																		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構																																	
(a)本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等)	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間																																		
(b)申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行が、信用情報を照会した日から6ヶ月以内																																	
(c)契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等)、ならびに返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間)	契約継続中および契約終了後5年以内																																	
(d)取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)																																	
登録情報	登録期間																																		
①氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間																																		
②借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間																																		
③銀行が個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	銀行が個人信用情報機関を利用した日から1年を超えない期間																																		
④官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間																																		
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																																		
⑥本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間																																		

条	改定前			条	改定後		
	(e)不渡情報 (f)官報情報 (g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 (h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 当該調査中の期間 本人から申告のあった日から5年を超えない期間	二	株式会社日本信用情報機構	登録情報	登録期間	銀行・保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内 (ただし、本人を特定するための情報については、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間)
					①申込みに関する情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)ならびに申込日および申込商品種別等の情報) ②契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等) ③返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、元済日、延滞、延滞解消等) ④取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	
					* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行ではできません。)		* 開示等の手続について 会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行ではできません。)
第7条	(銀行が加盟する個人信用情報機関) 銀行が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。			第7条	(銀行が加盟する個人信用情報機関) 銀行が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。		
	個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	○/△	個人信用情報機関名・主な加盟会員	電話番号・ホームページアドレス	○/△	
	全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	全国銀行個人信用情報センター	TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	
	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	
	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	TEL:0570-666-414 https://www.cic.co.jp/	△	

条	改定前	条	改定後
第12条	<p>(お問合せ窓口)</p> <p>(1)会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行所定の書面を銀行に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行所定の前記手続に従わない場合には、銀行は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。</p> <p>(2)会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。</p> <p>(3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。)ならびに実印)の提示を求めることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。</p> <p>(4)本条の各請求の具体的な手続等については、銀行のホームページをご覧下さい。</p>	第12条	<p>(お問合せ窓口)</p> <p>(1)会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行所定の書面を銀行に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行所定の前記手続に従わない場合には、銀行は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。</p> <p>(2)会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。</p> <p>(3)会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。)ならびに実印)の提示を求めることができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。</p> <p>(4)本条の各請求の具体的な手続等については、銀行のホームページをご覧下さい。</p>
-	2023年1月4日改定	-	2025年10月23日改定
-	登録 No. 11112 23.01	-	登録 No.11112 25.10